再エネ企業応援プラン利用規約

第1条(目的)

この規約(以下「本規約」といいます。)は、東京電力エナジーパートナー株式会社(以下「当社」といいます。)が、再生可能エネルギー買取制度(再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等で定める調達価格および調達期間を条件として電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達を行なう仕組みをいいます。)期間満了後に、当社が定める「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」(以下「要綱」といいます。)にもとづき利用者と締結する受給契約(以下「買取プラン」といいます。)の付帯サービスとして提供する、再エネ企業応援プラン(以下「本プラン」といいます。)の利用に関して定めるものです。

第2条(定義)

次の言葉は、この規約においてそれぞれ次の意味で使用します。

①利用者

本規約第5条にもとづいて本プランを利用する発電者をいいます。

②応援対象企業

利用者が、本規約別表(2)にもとづいて選択する任意の企業をいいます。

金業応援

利用者が、本規約別表(2)にもとづいて任意の企業を選択することをいいます。

④感謝のきもち

応援対象企業が、企業応援に対する謝礼として、利用者へ提供する謝礼品をいいます。

⑤企業紹介サイト

応援対象企業の環境活動の紹介や企業応援の募集内容を掲載する、当社が運営するウェブサイトをいいます。

第3条(総則)

利用者は、本規約に加え、要綱に従って本プランを利用するものとします。なお、要綱が変更された場合には、変更後の要綱に従って本プランを利用するものとします。

- 2 本プランの利用にあたり、本規約のほか、当社が別に定める各種の利用約款、規約、利用 上の注意、ガイドライン(以下「諸規約」といいます。)は、本規約と一体となって適用さ れます。ただし、本規約と諸規約の定めが異なる場合、本規約に別段の定めのない限り、諸 規約の内容が優先して適用されるものとします。
- 3 本規約は、本プランを利用するすべての利用者に適用されるものとします。

第4条(本規約の変更)

当社は、法令または要綱の変更、その他の事情により、本規約を変更する場合があります。

2 前項の場合,変更後の規約は、変更前から契約している利用者においても適用するものと

します。また第6条第3項に定める本プランの適用期間の途中であっても、変更の日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

3 第1項の場合は、当社の所定のウェブサイトに掲載する方法、電子メールでお知らせする 方法、その他当社が適切と認める方法により、変更の日および変更の内容を利用者にお知らせ します。

第5条(本プランの利用条件)

本プランの利用者は、次の各号の条件を満たす方とします。

- ① 発電者の発電設備等の出力が 10kW 未満で, 再生可能エネルギー買取制度期間満了後に当 社の買取プランを利用していること
- ② 当社が運営するウェブサイトである本プランの専用ページで、当社が定める手続により 利用者として登録していること
- ③ 利用者の買取プランの契約情報,および本プランの専用ページID (メールアドレス)・パスワード,その他の登録情報(以下「登録情報」といいます。)を,本規約で定める 範囲内で当社が利用することに同意していること

第6条(本プランの申込みおよび適用期間)

発電者は、当社が定める方法にもとづき本プランに申込みを行い、当社が当該申込みに対して承諾することにより、本プランを利用できます。

- 2 前条の条件を満たす場合であっても、利用者として適切でないと当社が判断した場合、当社は、その申込みを承諾しないことがあります。
- 3 本プランの適用期間は、本プランの申込みを当社が承諾した日から当該日が属する年度 (4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までとします。なお、本 プランの適用期間満了までに利用者または当社のいずれからも本プラン終了の申し出がない 場合には、本プランの提供は同一条件で1年間延長するものとし、以後も同様とします。た だし、当社は、本プランの適用期間満了の6ヶ月前までに、あらかじめ利用者へ告知し、ま たは通知した上で、本プランを終了することがあります。

第7条(登録情報の変更)

利用者は、登録情報に変更が生じた場合、当社の所定の方法により速やかに登録情報の変更の手続を行うものとします。

2 利用者が前項にもとづく変更の手続きを怠ったことにより、利用者に何らかの不利益が生じたとしても、当社はその責任を一切負いません。

第8条 (個人情報の取扱い)

当社は、個人情報の保護に関する法律その他の法令等を遵守するとともに、当社が別に定める「個人情報の取扱いに関する基本方針」「当社の個人情報の利用目的」にしたがって利用者の個人情報を適切に取り扱い、個人情報の保護に努めます。

2 利用者は、当社が応援対象企業に対して次の個人情報を提供することに同意し、当社は、かかる同意にもとづいて、応援対象企業に対して、当該個人情報を提供します。

〈提供する利用者の個人情報〉

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ メールアドレス
- 3 応援対象企業は、本プランの適用期間中において、前項に規定する利用者の個人情報を、 感謝のきもちのお届け、応援対象企業の事業に関するアンケートの実施、商品・サービスの 改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘その他これらに付随する業 務を行う目的で利用します。また、適用期間終了後において、感謝のきもちのお届けを行う 目的で利用します。
- 4 応援対象企業は、個人情報の保護に関する法律その他の法令等を遵守し、かつ善良なる管理者の注意をもって利用者の個人情報を管理するものとします。

第9条 (禁止事項)

利用者は、本プランを利用するにあたり、自らまたは第三者をして、以下に記載する禁止行為その他社会通念上許されない行為をしてはならないものとします。

- ① 第三者もしくは当社の権利を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- ② 第三者もしくは当社に、不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れのある 行為
- ③ 方法や手段の如何を問わず、当社が運営するウェブサイトの運営を妨害する行為
- ④ 公序良俗に反する行為
- ⑤ 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為
- ⑥ 虚偽の申告,情報提供を行なう行為
- ⑦ 第三者もしくは当社の名誉または信用を毀損する行為
- ⑧ 国内外の法律、法令に違反する行為、またはその恐れのある行為
- ⑨ その他, 当社が不適切と判断する行為

第10条(本プランの提供の停止)

本プランの提供のために必要なシステムのメンテナンス,本プランの内容の更新その他システム障害等の理由により,当社は,本プランの提供を停止(以下「提供停止」といいます。)することがあります。この場合,当社は,停止の原因となった事由が解消した後速やかに本プランの提供を再開します。

- 2 利用者が下記の各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがある場合、当社は事前 に通知することなく、直ちに本プランの利用を将来に向かって解除し、または提供停止を行 うことができるものとします。
 - ① 要綱 22 (電力受給の停止、制限または中止) にもとづき、電力受給が停止された場

合

- ② 本規約の条項に違反した場合
- ③ 暴力団,暴力団員,暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者,暴力団準構成員,暴力団関係企業,総会屋,社会運動標榜ゴロ,政治活動標榜ゴロ,特殊知能暴力集団,暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人(以下「反社会的勢力」といいます。)であるか,または資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持,運営もしくは経営に協力もしくは関与する等,反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判断した場合
- ④ 本プランの運営、保守管理上必要であると当社が判断した場合
- ⑤ 利用者が第5条に定める本プランの利用条件を満たしていないことを当社が確認した場合
- ⑥ 本プランの利用に際して、過去に本項にもとづいて提供停止を受けたことがある場合
- ⑦ その他前各号に類する事由があり、当社が必要であると判断した場合
- 3 利用者は、提供停止の措置、または解除後も、当社および第三者に対する本規約上の一切の義務および債務(損害賠償債務を含みますが、これに限りません。)を免れるものではありません。
- 4 当社は、提供停止または解除により、利用者に生じた損害について一切の責任を負わず、本プランの提供終了後も、当該利用者に関し当社が取得した情報を保有・利用できるものとします。

第11条(免責)

当社は、次の各号に係る損害および不利益について、その理由を問わず、利用者に対して一 切責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失がある場合は、この限りではありませ ん。

- ① 本プランを利用することにより、または利用できなかったことによって発生した損害・不利益
- ② 通信回線・コンピュータシステム等の障害による本サービスの中断・遅滞・中止・ データの消失, データ不正アクセス等による損害・不利益
- ③ 第三者の利用による損害・不利益

第12条(損害賠償)

利用者による本規約の違反行為その他本プランの利用に起因して、当社に直接または間接の損害が生じた場合(当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます。)、利用者は、当社に対し、そのすべての損害(弁護士等専門家費用および当社において対応に要した人件費相当額を含みます。)を賠償するものとします。

第13条 (プランの利用終了)

利用者は、本プランの利用を終了する場合は、当社の所定の方法により当社にその旨申し出るものとします。この場合、原則として、利用者が当社へ本プランの利用の終了を申し出た日に本プランの利用は終了するものとします。本プランの利用を終了した利用者は、終了の時点から本プランを利用できなくなります。

- 2 前項により本プランの利用を終了した場合,または第10条第2項各号により本プランの提供を停止した場合において,利用者と当社のいずれからも申し出がないときは,買取プランは継続するものといたします。買取プランの廃止を希望する場合は,要綱にもとづき当社に申込みをするものとします。
- 3 利用者は、本プランの利用終了後も、当社および第三者に対する本規約上の一切の義務および債務(損害賠償債務を含みますが、これに限りません。)を免れるものではありません。
- 4 当社は、利用者が本プランの利用を終了した後も、当該利用者に関し当社が取得した情報を保有・利用できるものとします。
- 5 利用者は、本プランの利用終了後、再度本プランの利用を希望する場合には、あらためて 当社所定の方法にもとづき本プランに申込みを行う必要があります。この場合、利用者は、再 登録の際に以前記録されていた登録情報等が引き継がれないことをあらかじめ承諾するものと します。

第14条(準拠法,裁判管轄)

本規約の準拠法は日本法とします。

- 2 本プランまたは本規約に関連して当社と利用者の間で生じた紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3 本規約に定めなき事項または本規約の解釈に疑義を生じた場合は、利用者および当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

本規約は、2021年6月1日から実施します。

別表 本プランの内容

- 利用者の再生可能エネルギー発電設備から発電した電気に含まれる環境価値を、当社が企業へお届けすることで、環境対策に積極的に取り組んでいる企業の環境活動を推進するプランです。企業への環境価値のお届けは、仮想的なものです(利用者の再生可能エネルギー発電設備から発電した電気や環境価値そのものを、企業へ直接お届けするものではありません。)。
- 利用者は、本プランの専用ページから任意の企業を選ぶことができます。利用者は、応援 対象企業から感謝のきもちを受け取ることができます。

(1) 本プランの利用に伴う料金

・本プランご利用に伴う、サービス利用料や月額料金はありません。

(2) 応援対象企業の選択等

- ・利用者は、第6条第1項に定める当社が本プランの申込を承諾した後に、応援対象 企業を1つ選択します。同時に2つ以上の応援対象企業を選択することはできませ ん。
- ・応援対象企業が募集する軒数に達している場合は、当該企業を応援対象企業として 選択できません。
- ・応援対象企業として選択できる企業がない場合は、本プランの申込受付は終了します。
- ・利用者は、当社が運営する企業紹介サイトで、応援対象企業の情報や当該企業が 定める企業応援を募集する期間、企業応援を募集する軒数、および感謝のきもちの 内容等を確認できます。

(3) 応援期間

・応援期間とは、応援対象企業を選択した日から、当該応援対象企業が定める企業応援を募集する期間の末日までの期間をいいます。応援対象企業が企業応援を募集する期間を延長する場合は、応援期間も延長されます。

(4) 応援対象企業の変更

- ① 応援対象企業の応援期間中
 - ・応援対象企業の変更はできません。応援対象企業を変更する際は応援期間終了後 に、新たに応援対象企業を選択して下さい。
- ② 応援対象企業が応援期間を延長した場合
 - ・応援対象企業の企業応援を継続する場合は、手続きは不要です。
 - ・応援対象企業を変更する場合は、応援期間が延長されてから1ヶ月間に限り、応援 対象企業を変更できます。
 - ・応援対象企業の企業応援を継続せず、新たに応援対象企業を選択しないこととする場合、「応援する企業なし」を選択することができます。「応援する企業なし」を選択した場合、新たに応援したい企業が本プランに加入した際など、いつでも応援対象

企業を選択できます。

(5) 感謝のきもち

- ・応援対象企業を選択することにより、応援対象企業から感謝のきもちが直接届きます。
- ・感謝のきもちの内容及び届く時期は応援対象企業によって異なります。 (企業紹介サイトで確認できます)
- ・感謝のきもちが届くのは、応援期間内に1回です。なお、応援対象企業が応援期間を延長し、企業応援を継続する場合は、延長した期間内に更に1回届きます。(以降、応援期間が延長される場合は同様です)

以 上